

特定非営利活動法人いちごいち笑
～明日香の家族～

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 いちごいち笑 ～明日香の家族～という。ただし、登記上は、特定非営利活動法人いちごいち笑 - 明日香の家族 と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県日置市伊集院町徳重1786番地2 前田平住宅4号棟106に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、『人と社会と向き合う勇氣』『お陰さま』この二つを念頭に地域社会に於いて「障害者」「障害児」「高齢者」に対し「自立支援」「QOL(生活の質・クオリティオブライフ)の向上」「身体的・精神的ケア」を行い、それに加えて、その「障害者」「障害児」「高齢者」の方々を抱えている家族のレスパイトケア(介護・看護負担の軽減と心身のケア)、これらの方々のネットワーク構築によって連携を深め、福祉輸送サービス、～明日香の家族～会の設立、ささえあい活動(助け合い事業)を展開する事で、自分自身が安心して「老い」を迎えられ、いつ障害者に成っても介護を家族だけの問題でなく社会・地域の問題として介護する側も、介護される側も「笑顔」で暮らせる社会・地域づくりを行い少しでも明るく健全な社会へ寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - (1) 道路運送法に規定する一般乗用旅客(患者等輸送事業)自動車輸送事業及び、過疎地輸送・特定旅客自動車輸送事業並び、福祉有償輸送事業、民間患者等搬送事業
 - (2) 介護保険適用外の方々への生活支援サービス事業(助け合い事業)
 - (3) 介護保険法に基づく介護事業(通所介護及び訪問介護、介護予防通所介護、居宅介護支援)
 - (4) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業

- (5) 生涯学習等を通じて、地域の住民の交流を図る事業
- (6) 「障害者」「障害児」「高齢者」福祉・社会教育等に関する支援・交流・連携及び調査研究、普及啓発事業
- (7) 地域の商店街・中心地の活性化支援事業
- (8) バリアフリースターに関する事業
- (9) 過疎地・維持・存続が危ぶまれる地域の活性化支援事業
- (10) 文化・芸術を通じた高齢者・障がい者などの生きがいをづくり支援事業
- (11) 地球温暖化に関する啓発事業協力及び実施に関する事業
- (12) 災害ボランティア救援活動に関する事業
- (13) 地域の安心安全に関する支援事業
- (14) 「笑って元気！」プロジェクト(笑いに手法を用いた健康プロジェクト)事業
- (15) 青少年の健全育成に関する事業
- (16) 「笑い」等の様々な活動報を提供しながら、情報化社会の健全な普及及び発展を支援する事業
- (17) ICT(Information and Communication Technology)技術を生かした活動支援事業
- (18) 地域に眠る特産物の普及・拡販による産業振興事業
- (19) 就職・就学の新しい場の開発と、職・学の定着率の上がる雇用の場作りに関する事業
- (20) NPO法人及び特定非営利任意団体に関する連絡、助言又は援助する事業
- (21) 公の施設の管理・運営に関する事業及び連絡、助言又は援助する事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (3) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進する個人又は団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

（資産の管理）

第 41 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 46 条 削 除

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち総会の議決を経て選定し決した者に帰属するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	浅山 圭史	(設立発起人代表者)
副代表理事	長谷川 幸司	(代表の「NPO 起業・経営養成講座」での同僚)
副代表理事	内田 幸生	(代表の小・中の同級生__会社員)
理事	福永 純一	(代表の妻帯者が同じ境遇__会社員)
同	米森 哲彦	(前職の同僚)
監事	今吉 学	(代表の「NPO 起業・経営養成講座」での同僚)
監事	坂口 洋之	(日置市市議会議員)
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正 会 員	10,000円	
	賛助会員	10,000円	
	活動会員	2,000円	
(2) 年会費	正 会 員	6,000円	(月¥500円 × 12)
	賛助会員	10,000円	
	活動会員	4,800円	(月¥400円 × 12)

平成 19 年度 「定期総会」にて変更 附則

- 1 この法人の平成 19 年度の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	浅山 圭史	(設立発起人代表者)
副代表理事	長谷川 幸司	(代表の「NPO 起業・経営養成講座」での同僚)
副代表理事	浅山 幸枝	(設立発起人代表者の妻→介護福祉士)
理事	福永 純一	(代表の妻帯者が同じ境遇__会社員)
同	米森 哲彦	(前職の同僚)
同	原田 りえ子	(代表の妻の小・中の同級生__介護職員)
同	勝目 洋樹	(代表の小・中・高校の同級生__医療機器整備士)
監事	今吉 学	(代表の「NPO 起業・経営養成講座」での同僚)
監事	坂口 洋之	(日置市市議会議員)

2 平成 19 年度の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定により、平成 21 年 5 月 31 日までとする。

3 この法人の入会金及び会費は、第 8 条の規定によって、平成 19 年度の定期総会により、平成 19 年度 1 年間の間は、次に掲げる方法と、額とする。

(1) 入会金	正 会 員	10,000円	
	賛助会員	10,000円	(1口)
	活動会員	2,000円	
(2) 年会費	正 会 員	6,000円	(月¥500円 × 12)
	賛助会員	10,000円	(1口)
	活動会員	4,800円	(月¥400円 × 12)

平成 20 年度 「定期総会」にて変更 附則

1 この法人の平成 20 年度の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	浅山 圭史	(設立発起人代表者)
副代表理事	長谷川 幸司	(代表の「NPO 起業・経営養成講座」での同僚)
副代表理事	浅山 幸枝	(設立発起人代表者の妻→介護福祉士)
理事	福永 純一	(代表の妻帯者が同じ境遇__会社員)
同	米森 哲彦	(前職の同僚)
同	原田 りえ子	(代表の妻の小・中の同級生__介護職員)
同	勝目 洋樹	(代表の小・中・高校の同級生__医療機器整備士)
同	樋口 誠	(PAGE1 の代表 前プロジェクト功労者 介護福祉士)
監事	今吉 学	(代表の「NPO 起業・経営養成講座」での同僚)
監事	坂口 洋之	(日置市市議会議員)

2 平成 20 年度の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定により、平成 21 年 5 月 31 日までとする。

3 この法人の入会金及び会費は、第 8 条の規定によって、平成 19 年度の定期総会により、平成 19 年度 1 年間の間は、次に掲げる方法と、額とする。

(1) 入会金	正 会 員	10,000円	(1口)
	賛助会員	10,000円	(1口)
	活動会員	2,000円	(1口)
(2) 年会費	正 会 員	6,000円	(1口)
	賛助会員	10,000円	(1口)
	活動会員	4,800円	(1口)

4 「定款」4 条・5 条・13 条を改定 → 詳細は本文を確認

4 条に、新たに下記の項目

「環境の保全を図る活動」

「災害救援活動」

を追記した。

5条の、ケアリングクラウン、クリニックラウン事業を、「笑って元気！」プロジェクト(笑いに手法を用いた健康プロジェクト)事業に、

鹿児島県下の公的施設の指定管理者受託の事業を、公の施設の管理・運営に関する事業に、
に改定した。

5条に、新たに下記の項目

- ・「民間救急」に関する事業
- ・地球温暖化に関する啓発事業協力及び実施に関する事業
- ・小規模自宅型看護・介護支援施設に関する事業
- ・地域活性化まちづくり支援事業
- ・災害ボランティア救援活動に関する事業
- ・NPO法人の活動支援に関する事業

を追記した。

13条を、

(1) 理事 3名以上、10名以内

(2) 監事 1名以上、2名以内

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

から、

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上を副代表理事とする。

に、改定した。

平成21年度 「定期総会」にて変更 附則

1 この法人の平成21年度の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	浅山 圭史	(設立発起人代表者)
副代表理事	浅山 幸枝	(設立発起人代表者の妻→介護福祉士)
理事	米森 哲彦	(前職の同僚)
同	勝目 洋樹	(代表の小・中・高校の同級生__医療機器整備士)
同	樋口 誠	(PAGE1の代表 介護福祉士)
同	藤崎 めぐみ	(代表の妻の元同僚 前プロジェクト功労者 看護師)
監事	坂口 洋之	(日置市市議会議員)

2 平成21年度の役員の任期は、第16条第1項の規定により、平成23年5月31日までとする。

3 この法人の入会金及び会費は、第8条の規定によって、平成21年度の定期総会により、平成21年度1年間の間は、次に掲げる方法と、額とする。

(1) 入会金	正会員	0円
	賛助会員	0円
	活動会員	0円

(2) 年会費	正会員	2,500円	(1口)
	賛助会員	10,000円	(1口)
	活動会員	1,200円	(1口)

平成 22 年度 「定期総会」にて変更 附則

1 この法人の平成 22 年度の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	浅山 圭史	(設立発起人代表者)
副代表理事	浅山 幸枝	(設立発起人代表者の妻→介護福祉士)
理事	米森 哲彦	(前職の同僚)
同	勝目 洋樹	(代表の小・中・高校の同級生__医療機器整備士)
同	樋口 誠	(PAGE 1 の代表 介護福祉士)
同	藤崎 めぐみ	(代表の妻の元同僚 前プロジェクト功労者 看護師)
監事	坂口 洋之	(日置市市議会議員)

2 平成 22 年度の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定により、平成 23 年 5 月 31 日までとする。

平成 23 年度 「定期総会」にて変更 附則

1 この法人の平成 23 年度の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	浅山 圭史	(設立発起人代表者)
副代表理事	浅山 幸枝	(設立発起人代表者の妻 → 介護福祉士)
理事	米森 哲彦	(前職の同僚)
同	勝目 洋樹	(代表の小・中・高校の同級生__医療機器整備士)
同	樋口 誠	(PAGE 1 の代表 介護福祉士)
同	藤崎 めぐみ	(代表の妻の元同僚 前プロジェクト功労者 看護師)
同	牧 浩二	(うんた応援バンド・ホスピタルクラウン)
同	角之上 直子	(牧さんの同僚)
監事	坂口 洋之	(日置市市議会議員)

2 平成 23 年度の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定により、平成 25 年 5 月 31 日までとする。

平成 24 年度 「社員定期総会」にて変更 附則

1 この法人の平成 24 年度の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	浅山 圭史	(設立発起人代表者)
副代表理事	浅山 幸枝	(設立発起人代表者の妻 → 介護福祉士)
理事	米森 哲彦	(前職の同僚)
同	勝目 洋樹	(代表の小・中・高校の同級生__医療機器整備士)
同	樋口 誠	(PAGE 1 の代表 介護福祉士)
同	藤崎 めぐみ	(代表の妻の元同僚 前プロジェクト功労者 看護師)

同	牧 浩二	(うんた応援バンド・ホスピタルクラウン)
同	角之上 直子	(牧さんの同僚)
監事	坂口 洋之	(日置市市議会議員)

2 平成 23 年度の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定により、平成 25 年 5 月 31 日までとする。

3 「定款」4 条・5 条・15 条・16 条・23 条・28 条・30 条・33 条・37 条・39 条・44 条・45 条・46 条・47 条・50 条・51 条を改定

4 条に、新たに下記の項目を追加

- (04) 観光の振興を図る活動
- (05) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (06) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (09) 地域安全活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

5 条に、新たに下記の項目を変更及び、追加

(1) 特定非営利活動に係る事業

- (1) 道路運送法に規定する一般乗用旅客(患者等輸送事業)自動車輸送事業及び、過疎地輸送・特定旅客自動車輸送事業並び、福祉有償輸送事業、民間患者等搬送事業
- (2) 訪問介護、家事援助などの在宅福祉・生活支援サービス事業(助け合い事業)
- (3) 介護保険法に基づく介護事業(通所介護及び訪問介護、介護予防通所介護、居宅介護支援)
- (4) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (5) 生涯学習等を通じて、地域の住民の交流を図る事業
- (6) 「障害者」「障害児」「高齢者」福祉・社会教育等に関する支援・交流・連携及び調査研究、普及啓発事業
- (7) 地域の商店街・中心地の活性化支援事業
- (8) バリアフリーツアーに関する事業
- (9) 過疎地・維持・存続が危ぶまれる地域の活性化支援事業
- (10) 文化・芸術を通じた高齢者・障がい者などの生きがいづくり支援事業
- (11) 地球温暖化に関する啓発事業協力及び実施に関する事業
- (12) 災害ボランティア救援活動に関する事業
- (13) 地域の安心安全に関する支援事業
- (14) 「笑って元気！」プロジェクト(笑いに手法を用いた健康プロジェクト)事業
- (15) 青少年の健全育成に関する事業
- (16) 「笑い」等の様々な活動報を提供しながら、情報化社会の健全な普及及び発展を支援する事業
- (17) ICT(Information and Communication Technology)技術を生かした活動支援事業
- (18) 地域に眠る特産物の普及・拡販による産業振興事業
- (19) 就職・就学の新しい場の開発と、職・学の定着率の上がる雇用の場作りに関する事業
- (20) NPO法人及び特定非営利任意団体に関する連絡、助言又は援助する事業
- (21) 公の施設の管理・運営に関する事業及び連絡、助言又は援助する事業

15 条を、下記の内容に追加

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

16 条を、下記の内容に追加

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

23 条を、下記の内容に変更

- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算

28 条を、下記の内容に追加

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

30 条を、下記の内容に追加

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

33 条を、下記の内容に追加及び、変更

- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

37 条を、下記の内容に追加及び、変更

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

39 条を、下記の内容に追加及び、変更

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

44 条を、下記の内容に変更

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

45 条を、下記の内容に変更

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

46 条を、削除

47 条を、下記の内容に変更

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、

毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

51 条を、下記の内容に追加及び、変更

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

52 条を、下記の内容に追加及び、変更

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) 別に定める規定に抵触した場合